葛飾区地域生活支援拠点等事業実施要綱

令和4年3月30日 3葛福障第901号 区 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第87条第1項に規定する障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号。以下「厚生労働省告示」という。)に基づき、障害者の重度化及び高齢化並びに親亡き後を見据え、障害児者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することを目的として、地域生活支援拠点等の整備を推進し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「地域生活支援拠点等」とは、厚生労働省告示第一の二の3に 規定する地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。
- 2 この要綱において「地域生活支援拠点等における機能」とは、次に掲げる事項を行う事業を実施する機能をいう。
 - (1) 相談(緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡 体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービス のコーディネート、相談対応その他必要な支援を行うことをいう。)
 - (2) 緊急時の受入れ及び対応 (短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病、障害児者の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡その他必要な対応を行うことをいう。)
 - (3) 体験の機会及び場の提供(地域移行支援、親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用並びに一人暮らしの体験の機会及び場を提供することをいう。)
 - (4) 専門的人材の確保及び養成(医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者 及び高齢化に伴い障害が重度化した者に対して、専門的な対応を行うことが できる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行うことをいう。)
 - (5) 地域の体制づくり(地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の

確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うことをいう。)

- 3 この要綱において「地域生活支援拠点等事業」とは、地域生活支援拠点等を整備し、 及び運営する事業をいう。
- 4 この要綱において「拠点機能事業所」とは、地域生活支援拠点等における機能を担う 事務所等をいう。
- 5 前各項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、法及び児童福祉法 (昭和22年法律第164号)で使用する用語の例による。

(実施主体等)

- 第3条 地域生活支援拠点等事業の実施主体は、葛飾区とする。
- 2 前条第2項に規定する事業は、第6条第3項の規定による認定の通知を受けた拠点機 能事業所において実施するものとする。

(地域生活支援拠点等の整備及び運営の方法)

第4条 地域生活支援拠点等事業を実施する際は、葛飾区障害者施策推進協議会設置要綱 (平成19年3月30日付け18葛福障第931号) 第1条に規定する協議会等において、地域 の現状分析及び必要な機能の整理を行い、事業内容について定期的に評価して、充実及 び拡充を図るものとする。

(拠点機能事業所)

- 第5条 拠点機能事業所は、第2条第2項に規定する事業のいずれか又は全てを実施する機能を担い、及び次に掲げる要件のいずれかを満たす事業所であることとする。
 - (1) 指定障害者支援施設又は指定障害福祉サービス事業者の指定に係るサービス事業所であること。
 - (2) 指定障害児入所施設又は指定障害児通所支援事業者の指定に係る障害児通所支援事業所であること。
 - (3) 指定一般相談支援事業者の指定に係る一般相談支援事業所であること。
 - (4) 指定特定相談支援事業者の指定に係る特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援 事業者の指定に係る障害児相談支援事業所であること。
 - (5) 法第77条第1項第3号に規定する事業の委託を受ける者の当該委託に係る事業所であること。
 - (6) 法第77条の2第2項又は第4項の規定により設置される基幹相談支援センターであること。
 - (7) 葛飾区在宅心身障害者緊急一時保護事業実施要綱(昭和52年6月1日付け52葛厚福 発第169号)に規定する事業の委託を受ける者の当該委託に係る事業所であること。

(認定等)

- 第6条 拠点機能事業所の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域 生活支援拠点等における機能を有することをその運営規程に規定しなければならない。
- 2 申請者は、前項の運営規程を添えて、葛飾区地域生活支援拠点等認定等申請書(第1 号様式)を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による提出があったときは、速やかに認定の可否を決定し、認定 する場合は葛飾区地域生活支援拠点等認定書(第2号様式)により、認定しない場合は 文書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 区長は、拠点機能事業所について、その名称、所在地、連絡先、拠点機能事業所として担う地域生活支援拠点等における機能及び法人等名称を公表し、東京都、東京都国民健康保険団体連合会その他の機関に対して必要な情報を提供することができる。
- 5 拠点機能事業所の認定を受けた者(以下「拠点機能事業者」という。)が第2項の規 定による申請の内容を変更し、又は拠点機能事業所を廃止する場合の手続については、 第1項から第3項までの規定を準用する。

(拠点機能事業所のサービス等に要する費用の額の算定)

第7条 拠点機能事業者は、指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)に基づき、拠点機能事業所のサービス等に要する費用の額について、拠点機能事業所が担う地域生活支援拠点等における機能に係る費用の額を加算して算定することができる。

(記録の作成)

- 第8条 区長は、拠点機能事業者に対し、次に掲げる措置を講じるよう求めるものとする。
 - (1) 拠点機能事業所において実施した第2条第2項に規定する事業の内容について記録を作成すること。
 - (2) 前号の記録を、同号の規定により作成した年度の翌年度から起算して5年間保存すること。
- 2 区長は、拠点機能事業者に対し、必要な事項を報告し、又は前項第1号の記録を提出 することを求めることができる。

(認定の取消し)

- 第9条 区長は、拠点機能事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第3項 の認定を取り消すことができる。
 - (1) 第5条各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 不正又は虚偽の申請により認定を受けたとき。

- (3) その他区長が不適当と認めたとき。
- 2 区長が前項による取消しを行ったときは、文書によりその旨を申請者に通知するものとする。

(遵守事項)

- 第10条 拠点機能事業者は、第2条第2項に規定する事業の実施に当たっては、障害児者 及びその家族等の権利の擁護に十分留意しなければならない。
- 2 第2条第2項に規定する事業に従事する者又は従事した者は、職務上知り得た秘密及 び個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係 法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等事業の実施について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。